

令和 8 年度東川町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和 8 年 4 月 1 日制定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、東川町（以下「町」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、東川町財務規則（平成 7 年規則第 4 号）の規定に基づき発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

町において調達の対象となる障害者就労施設等は、その所在地を町内に有する次に掲げる施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所、施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※次の（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）
 - （ア） 障害者の雇用人数が 5 人以上
 - （イ） 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - （ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (3) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

6 調達目標

調達目標は、次のとおりとする。

優先調達目標額 300 千円

7 調達の推進方法

(1) 庁内各課等での取組み

各課等では、障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

各課等が調達を円滑に進めることができるよう、保健福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課等に提供する。各課等は、その情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(3) 調達発注における配慮

調達に当たっては、障害者就労施設等の事情を考慮し、履行期間及び発注量の設定に配慮する。

(4) 調達における契約

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項の第 3 号の規定による随意契約制度を活用し、物品等の調達に努める。

8 調達推進方針及び調達実績の公表

(1) 調達推進方針を制定したときは、町ホームページにより公表する。

(2) 調達実績については、会計年度の終了後調達実績を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

9 調達推進方針に関する相談窓口

この調達推進方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。